

特別調査委員会の答申に基づく対応

特別調査委員会の答申を受け、「常勤役員の道義的責任」を果たすべく、処分について以下のとおりとします。

役員処分の内容

役職	氏名	処分内容
代表理事組合長	齊藤 雅幸	役員月額報酬の10%を自主返納 1ヶ月
代表理事副組合長	島崎 昭彦	役員月額報酬の10%を自主返納 1ヶ月
代表理事副組合長	東川 継央	役員月額報酬の10%を自主返納 1ヶ月
専務理事	渡辺 直樹	役員月額報酬の10%を自主返納 1ヶ月
常務理事	村田 昌司	役員月額報酬の10%を自主返納 1ヶ月
常務理事	若林 正美	役員月額報酬の10%を自主返納 1ヶ月
常務理事	松田 修昌	役員月額報酬の5%を自主返納 1ヶ月
常務理事	片川 正美	役員月額報酬の5%を自主返納 1ヶ月
代表常勤監事	板橋 利幸	役員月額報酬の5%を自主返納 1ヶ月
常勤監事	河原 武教	役員月額報酬の5%を自主返納 1ヶ月
常勤監事	朝倉 伊知郎	役員月額報酬の5%を自主返納 1ヶ月
常勤監事	駒野 宏治	役員月額報酬の5%を自主返納 1ヶ月

答申において、リスク管理に対する認識の甘さを指摘されたことに対し、管理態勢の構築は不十分であったと真摯に受け止め、今後は、発生しうるあらゆるリスクを想定した、より厳格な管理態勢を構築します。